

平成 28 年度 神奈川県司法書士会 新人研修のご案内

司法書士試験の合格おめでとうございます。神奈川県司法書士会では下記のとおり新人研修を実施いたします。つきましては、新人研修ガイダンスにおいて、神奈川県司法書士会主催の新人研修の実施内容及び受講する際の注意点等の説明を行ないますので、ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますようお願いいたします。なお、申込期間が大変短くなっておりますのでご注意ください。

記

I. 新人研修ガイダンス・新人研修プレ講座

- 申込方法 : 別紙 1 「新人研修ガイダンス・新人研修プレ講座申込書」により FAX 又は郵送でお申込みください。
- 申込期間 : 平成 28 年 11 月 1 日 (火) ~ 11 月 10 日 (木) (必着)
- 日 時 : 平成 28 年 11 月 13 日 (日) 10 時~17 時半 (予定)
- 場 所 : 神奈川県司法書士会館 3 階 ※後記「会場案内図」を参考にお越しください。
- 内 容 : 1、10:00~11:10 [会長挨拶・新人研修の説明
・神奈川県司法書士会求職登録の案内]
2、11:10~11:30 [配属研修体験談]
3、11:30~13:10 [個別面談、研修申込、昼食休憩]
4、13:10~16:30 [新人研修プレ講座]
5、16:30~17:30 [懇親会]
- 持ち物 : 別紙 2 「神奈川県司法書士会新人研修 (①配属研修、②実践司法書士講座) 申込書」(写真貼付、両面をご記入の上、必ずお持ちください。)

※新人研修プレ講座は、新人研修を受講する前に知っておくべき最低限の知識の習得を目的とした研修です。

※別紙 2の書類は、新人研修ガイダンスの当日、個別面談の際に提出していただきます。この個別面談の際に、平成 28 年度新人研修 (神奈川県司法書士会新人研修・日本司法書士会連合会中央新人研修・関東ブロック新人研修・特別研修) への出欠の確認も行いますので、ご自身のスケジュールをよくご確認のうえ、ガイダンスにご出席ください。

なお、各研修は、すべて出席することが原則となっております。新人研修のうち未受講分がある場合は、司法書士登録にあたって、未受講分の研修を後日受講していただく必要が生じる等、何らかの制約が課せられる可能性があります。

II. 新人研修補足ガイダンス (上記 I. に欠席する方が対象です。)

- 申込方法 : 別紙 1 「新人研修ガイダンス・新人研修プレ講座申込書」により FAX 又は郵送でお申込みください。
- 申込期間 : 平成 28 年 11 月 1 日 (火) ~ 11 月 10 日 (木) (必着)
- 日 時 : 平成 28 年 11 月 15 日 (火) 19 時~21 時 (予定)
- 場 所 : 神奈川県司法書士会館 3 階
※後記「会場案内図」を参考にお越しください。

止むを得ない事情により上記Ⅰ.の新人研修ガイダンスを欠席する方については、個別面談のみに内容を縮小しました補足ガイダンスを行いますのでこちらにご参加ください。

※補足ガイダンスに出席する方は、**別紙2**「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」（写真貼付、両面記入）を、平成28年11月13日（日）（必着）までに神奈川県司法書士会事務局にご郵送又は直接お持ちください。（神奈川県司法書士会事務局は土日に業務を行っておりませんので、直接お持ちいただく方はご注意ください。）

Ⅲ. 神奈川県司法書士会 新人研修

申込方法

①新人研修ガイダンスに参加される方

別紙2「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」を新人研修ガイダンス（平成28年11月13日（日））当日に提出し、お申込みください。

②新人研修ガイダンスを欠席される方(補足ガイダンスに出席する方も含む)

別紙2「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」を下記の申込書受付期間内に神奈川県司法書士会事務局まで郵送又は直接お持ちいただき、お申込みください。

申込書受付期間：平成28年11月1日（火）～11月13日（日）（必着）

（神奈川県司法書士会事務局は土日に業務を行っておりませんので直接お持ちいただく場合はご注意ください。）

※**別紙2**の申込書は、「神奈川県司法書士会新人研修の申込書」と「新人研修を受講しない旨の申出書」を兼ねておりますので、将来、神奈川県で司法書士登録を予定している方は新人研修の受講の有無に関わらず全員提出となります。

※新人研修期間中、事務局からの郵送物は、**別紙2**の申込書記載の住所に発送されます。**別紙2**の申込書提出後、住所の変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡ください。ご連絡がない場合は研修の受講に支障を来す可能性があります。

～神奈川県司法書士会新人研修について～

（1）実施内容

① 配属研修

司法書士の事務所に配属され、そこでの実地研修によって、実際に司法書士が真摯に業務に取り組む姿勢を学び、指導員との対話により知識を吸収・消化し、業務の流れ全般を具体的に理解するための研修です。

日 程 《前期》平成28年12月1日（木）～12月16日（金）
《後期》平成29年3月8日（水）～3月24日（金）

場 所 各配属先事務所

【注意】 司法書士事務所へお勤めの方、またはこれから就職される方は、勤務先・就職先での配属研修の受講はできません。同研修期間中、勤務先・就職先以外の神奈川県内の事務所で研修を受けていただくこととなります。

② 実践司法書士講座（集合研修）

司法書士業務（登記、債務整理、成年後見など）の具体的事案の処理・手続き方法やプロフェッションとしての公的な使命や考え方など、集合形式にて学ぶ研修です。

日 程 平成29年3月11日（土）、3月18日（土）、3月19日（日）、
3月25日（土）、4月1日（土）の計5日間

※3月25日のみ10:00～17:30、その他の4日間は10:00～17:00

場 所 かながわ労働プラザ・神奈川県司法書士会館

(2) 注意事項等

- ・ 神奈川県司法書士会主催の新人研修の修了認定を受けるためには、上記(1)①配属研修、②実践司法書士講座を全て受講することが必要です。
- ・ 受講対象者は原則、神奈川県で司法書士登録をする予定の方となります。神奈川県以外で司法書士登録を予定している方につきましては、神奈川県での新人研修は受講できませんのでご注意ください。(受講対象者とならない方は、司法書士登録予定地の各司法書士会にお問い合わせください。)
- ・ 神奈川県司法書士会主催の新人研修期間中、金銭的な支給は一切ありません。
- ・ 神奈川県司法書士会主催の新人研修の受講は無料です。

以上

<参考>平成28年度新人研修日程一覧

1. 日本司法書士会連合会中央新人研修・関東ブロック新人研修

中央新人研修

《前期》 日 程：平成28年12月22日(木)～12月24日(土)
会 場：(東地区会場)つくば国際会議場「エポカルつくば」
《後期》 日 程：平成29年1月24日(火)～1月27日(金)
会 場：(関東会場)フォーラムエイト(東京/渋谷区)
申込期間：平成28年11月2日(水)～11月15日(火)

関東ブロック新人研修

日 程：平成29年1月7日(土)～1月10日(火)
平成29年1月12日(木)～1月15日(日)
※平成29年1月11日(水)は休暇
会 場：第一生命東戸塚教育センター(新館)
申込期間：平成28年11月2日(水)～11月15日(火)

2. 司法書士特別研修(司法書士法第3条第2項第1号の研修)

日 程：平成29年1月29日(日)～平成29年3月5日(日)
会 場：(関東地区神奈川会場)
神奈川県立かながわ労働プラザ、
公益財団法人神奈川産業振興センター(日程のうち2/25のみ)
申込期間：平成28年11月2日(水)～11月15日(火)

【ご注意】

※上記<参考>1, 2の案内書については、平成28年10月12日の司法書士試験口述試験会場に備え置かれておりましたが、まだお手元に案内書をお持ちでない方は、次のいずれかの方法により神奈川県司法書士会までご連絡いただき、案内書を至急入手してお申込みください。

- (1) Eメール：下記アドレスに「氏名」「郵便番号」「住所」「電話番号」「入手希望の案内書」を明記し、送信してください。

jimukyoku@shiho.or.jp

- (2) FAX又は郵送：**別紙1**「新人研修ガイダンス・新人研修プレ講座申込書」の(3)に必要な事項をご記入の上、送信又は郵送してください。

《会場案内図》

神奈川県司法書士会
JR 石川町駅北口より徒歩1分

〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地
電話：045-641-1372
FAX：045-641-1371



かながわ労働プラザ (Lプラザ)

〒231-0026 横浜市中区寿町1-4
電話 045-633-5413

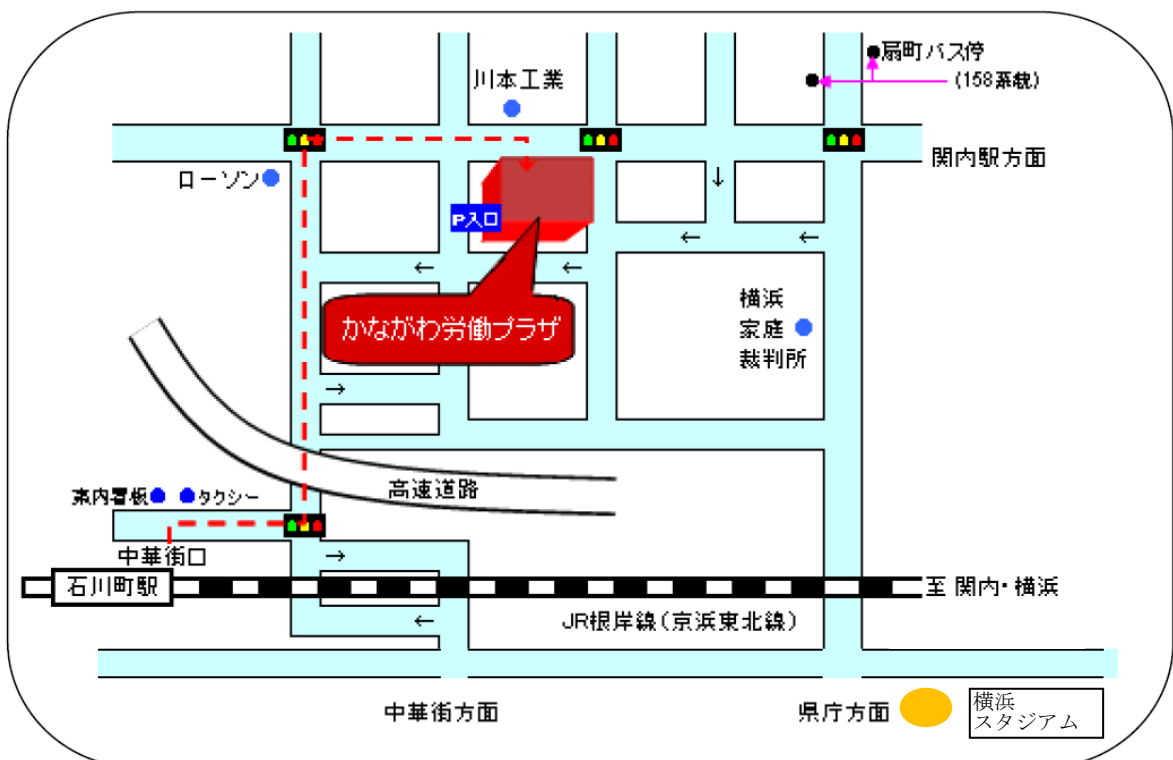
◆ 交通

JR 京浜東北・根岸線「石川町駅」中華街口(北口) 徒歩3分

JR 京浜東北・根岸線「関内駅」南口から徒歩8分

横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2 徒歩12分

横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」出口1 徒歩12分



※このまま FAX 送信または郵送してください。

別 紙 1

新人研修ガイダンス・新人研修プレ講座申込書

(1) 新人研修ガイダンス・新人研修プレ講座申込

新人研修ガイダンス・新人研修プレ講座に (参加する ・ 参加しない)
※どちらかに○をしてください。

(2) (1) で「参加しない」に○をした方のみ、こちらにも○をしてください。

新人研修補足ガイダンスに (参加する ・ 参加しない)
※どちらかに○をしてください。

(3) 平成 28 年度新人研修 案内書送付希望

※送付を希望する場合のみ○をしてください。

() 日本司法書士会連合会主催中央新人研修・関東ブロック新人研修 案内書 希望

() 日本司法書士会連合会主催「司法書士特別研修」案内書 希望

ふりがな

氏 名

住 所

〒

電話番号

申込締切日：平成 28 年 11 月 10 日 (木) 必着

F A X 送信先：神奈川県司法書士会 045-641-1371

郵送先：〒231-0024

横浜市中区吉浜町 1 番地 神奈川県司法書士会 事務局

※封筒の表に[新人研修ガイダンス申込書在中]とお書きください。

神奈川県司法書士会新人研修(①配属研修、②実践司法書士講座) 申 込 書

- ・ 11/13新人研修ガイダンス個別面談の際にご提出ください。ガイダンスを欠席する場合は、写真貼付、両面全てご記入のうえ、11/13までに神奈川県司法書士会事務局にご郵送又は直接お持ちください。
- ・ この申込書は研修の申込書と受講しない旨の申出書を兼ねてますので全員ご提出ください。
- ・ 出席する又は欠席する等に○をつけてください。欠席する場合は、その理由もご記入ください。

[注 意]神奈川県司法書士会新人研修の修了認定を受けるためには①②両方の受講が必要です。

① 配 属 研 修

前期(H28.12.1～12.16)

後期(H29.3.8～3.24)

※前期・後期どちらか一方のみを受講することはできません。

- ・ 出席する
 - ・ 欠席する / 来年度以降(年度)に受講予定 / 受講済み
(欠席理由)
-
-

②実践司法書士講座

(H29.3.11～4.1の土・日)

- ・ 出席する
 - ・ 一部欠席する 3/11・3/18・3/19・3/25・4/1
 - ・ 全て欠席する / 来年度以降(年度)に受講予定 / 受講済み
(欠席理由)
-
-

* 参考のため、他の研修の参加の有無についてもご記入願います。

中央新人研修

前期(H28.12.22～12.24)

後期(H29.1.24～1.27)

- ・ 出席する
 - ・ 欠席する / 来年度以降(年度)受講予定 / 受講済み
(欠席理由)
-
-

関東ブロック新人研修

(H29.1.7～1.15)

- ・ 出席する
 - ・ 欠席する / 来年度以降(年度)受講予定 / 受講済み
(欠席理由)
-
-

特 別 研 修

(H29.1.29～3.5)

- ・ 出席する
 - ・ 欠席する / 来年度以降(年度)受講予定 / 受講済み
(欠席理由)
-
-

備考欄(こちらは記入不要)

担当者:

※ 裏面へ続く

(裏面)

配属研修生履歴書

平成 年 月 日現在

ふりがな		性別		写真添付 タテ4センチ ヨコ3センチ 裏面に氏名を記載
氏名		男・女		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)			
現住所 (〒 -)			電話番号 ()	
日中の連絡先(現住所以外で連絡を希望する場合・勤務先など) (〒 -)			電話番号 ()	
携帯電話	()		喫煙の有無	する(本/日)・しない※
自宅 最寄駅	線 駅		自宅～ 最寄駅	徒歩・自転車 車・バス 分

司法書士試験 合格年度	開業予定地	都・道 府・県	市・郡	区・町 村
司法書士 補助者経験	有・無	※有の場合、業務歴 約 年	ご親族に 司法書士はいますか? 有・無	※有の場合、ご親族の開業地

経歴		
年	月	最終職歴のみ記載。但、司法書士事務所勤務・資格業の職歴は全て記載。 また、司法書士事務所勤務の場合はその業務内容もご記入ください。 例:不動産登記(決済・相続)、商業登記、裁判事務、後見事務など

免許・資格		
年	月	免許・資格

その他事項 (自己PR等、ご自由にお書きください) ※配属研修を行うにあたり、体調面で心配なことがあれば合わせてご記入ください。 例:妊娠中、喘息がある、動物などにアレルギーがある

- ・本研修申込書記載の個人情報につきましては、神奈川県司法書士会が実施する新人研修(配属研修・実践司法書士講座)遂行を目的として利用されます。
- ・新人研修終了後、神奈川県司法書士会事務局において、本個人情報を管理し、研修アンケートの発送、および各種登録の際の研修情報として利用することがあります。
- ※喫煙の有無については、配属研修先決定時の参考とします。受講生の配属研修先での喫煙希望を調査するものではありません。

実践司法書士講座及び配属研修Q & A

Q 1. 神奈川県司法書士会主催の新人研修の位置づけはどうなっていますか？

A 1. 各種新人研修は、日本司法書士会連合会が制定した「日司連新人研修規則」及び「日司連新人研修実施要領」に従って行われるものです。

同規則には、新人研修は「中央研修」「ブロック研修」「司法書士会研修」の3つに分類されています。また、同要領には「司法書士会研修」は原則として6週間以上の配属研修であると定められています。

当会が行う新人研修は、この「司法書士会研修」に該当します。

Q 2. 「日司連新人研修実施要領」には、司法書士会研修は6週間以上の配属研修と定められていますが、どうして神奈川県司法書士会の新人研修は、実践司法書士講座と配属研修の組み合わせなのですか？

A 2. 同要領には、配属研修の一部または全部の実施が困難な場合には、集合研修等により代替することが認められています。

神奈川県は合格者の数が多く、配属先の事務所の負担が多いため、配属研修期間を、5週間とさせて頂いています。しかしこれでは、配属研修期間が不足するため代替措置として集合研修（実践司法書士講座）を実施します。

Q 3. 神奈川で登録を予定しているのですが、必ず神奈川県司法書士会主催の新人研修を受けなくてはならないのですか？

A 3. 「司法書士会研修」については、全国いずれかの司法書士会の新人研修を修了すれば結構です。神奈川で合格された神奈川県在住者は、通常、神奈川の新人研修を受講することとなるはずですが、諸般の事情（実家が遠方など）により、他会で「司法書士会研修」の受講を希望される方もいると思います。

よって、他会が実施する「司法書士会研修」を修了された方は、必ずしも神奈川の新人研修を受講する必要はありません。

なお、当会の案内文書の中に、よく「神奈川で登録する場合には神奈川の新人研修を受講済みであることを原則とする」旨の記載がありますが、これは、神奈川で合格された方

の多くが神奈川県在住者であることから、原則としての記載です。例外として、特殊な事情により他会での「司法書士会研修」の受講を妨げるものではありません。

Q 4. すぐに司法書士登録を希望する場合のみ受講すればよいですか？

A 4. すぐに登録をしない場合であっても、将来的に登録の予定がある場合は受講してください。但し、登録が次年度より後になる場合は次年度に受講することも可能です。

Q 5. 実践司法書士講座のみを受講して、配属研修を受講しないことも可能ですか？

A 5. 実践司法書士講座と配属研修が一体となって、神奈川県会が行う「司法書士会研修」を構成します。よって、原則として配属研修は受講してください。

ただし、特殊事情（自身の疾病や、家族の介護など）により配属研修の受講が困難な方は、申し出てください。なお、かつて経済的困窮や就職の都合を述べられた方がおりますが、それらの事情により、一切の研修（中央研修やブロック研修さらには簡裁代理権取得のための特別研修）が受講出来ないほど切迫した状態であれば、配属研修の受講も困難なものと推察できますので、遠慮なく申し出てください。また、申出の方法は、「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」の該当欄にその旨を記載して、提出する方法によってください。ただし、司法書士会新人研修の修了認定を受けることはできません。

また、他会の「司法書士会研修」を修了した方（または修了予定の方）については、実践司法書士講座のみの受講を受け付けます。意欲のある方は、積極的にご参加ください。

Q 6. 配属研修のみを受講して、実践司法書士講座を受講しないことも可能ですか？

A 6. A 2にあるとおり、実践司法書士講座は配属研修の一部代替措置です。よって、配属研修のみを受講して、実践司法書士講座を受講しないことは認めません。

Q 7. 配属研修の前期または後期日程のみを受講することは可能ですか？

A 7. できません。配属研修は前期及び後期の両日程を受講してください。

Q 8. 神奈川県以外の司法書士会に登録を予定しています。登録の前提として履修しなければならない研修は何ですか？

A 8. 他会での登録については、登録を希望する単位会に直接お問合せ願います。

Q 9. 司法書士会研修（実践司法書士講座、配属研修）期間中の給与支給はありますか？

A 9. 司法書士会研修は、あくまで研修であるため給与などの支給はありません。ただし、当会における司法書士会研修（実践司法書士講座、配属研修）においては、中央研修やブロック研修と違い、受講生の負担軽減のため、受講料は無料としています。

Q 10. 既に神奈川県内の司法書士事務所に勤務している者ですが、勤務先の事務所を配属研修先とすることはできるのですか？

A 10. できません。配属研修期間中は、勤務先以外の事務所において配属研修を受講していただくことになります。

Q 11. 「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」は全員提出しなければなりませんか？

A 11. 「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」は将来的に当会にて登録を希望される方は全員提出となります。11月13日に行われます新人研修ガイダンスにてご提出願います。万が一、新人研修ガイダンスに参加できない場合は、11月13日までに神奈川県司法書士会事務局宛に郵送または持参にて提出してください。（なお、事務局は土日は業務を行っておりませんのでご注意ください。）

「神奈川県司法書士会新人研修（①配属研修、②実践司法書士講座）申込書」は新人研修（実践司法書士講座・配属研修）の申込書と、新人研修を受講しない旨の申出書を兼ねております。やむを得ない理由により新人研修を受講できない場合は、その理由を記載のうえ提出してください。

尚、体調不良などにより実践司法書士講座のうち一部の講義を欠席する場合は、「欠席に関する理由申出書」（ガイダンスにて配布します）を提出してください。

Q 12. 司法書士登録の前提として各種新人研修の受講は法律的義務ですか？

A 12. 法律的な義務ではありません。しかし、A1にあるとおり、日本司法書士会連合会が制定した規則により実施される研修ですので、当会としては全ての新人研修の受講を強く望みます。将来、司法書士として市民のために活躍しようとする者であればこそ、志を高く自らを律し、研鑽を積むのがその責務ではないでしょうか。

仮に、一切の研修を受講していない状態で司法書士登録を申請した場合、その登録要求を拒否する法律的権限は司法書士会にはありません。しかし、司法書士は法律職能の集まりであり、司法書士法によれば、司法書士会や日本司法書士会連合会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導に関する事務を行う旨が規定されてい

ます。だからこそ、司法書士会は新人の皆さんに研修の履修を訴えるのです。

司法書士としての第一歩を踏み出そうとする皆さんは、既に法律家の仲間入りを果たしました。人格の陶冶を図り、教養を高め品位を保持するのが、司法書士としてあるべき姿です。以上の趣旨をご理解いただき、司法書士が、後世においても市民のための法律家であり続け、かつ司法書士制度が充実したものであり続けるためにも、是非とも進んで研鑽を積んでください。